

## 復命書

所長	次長	技監(兼) 企画検査 課長	総務課長	用地管理 課長
建築住宅 課長	都市計画 課長		課 候	
出張日時	平成15年2月26日(水) 14:30~16:00			
出張先	熱海市伊豆山			
件名	都市計画法第29条違反について公示する看板設置への立会い			
内容	1 出張理由等 熱海市伊豆山字嶽ヶ[REDACTED]にて都市計画法(以下、「法」という。)第29条第1項に違反し、開発許可を受けずに開発行為が行われた。 そのため、行為者である[REDACTED]に対し、平成15年2月21日付け熱土第72-21号にて、法第81条第1項の規定に基づき、開発行為の停止及び防災措置の実施を命令した。 法第81条第3項の規定により、上記の命令を出した際にはその旨を公示することとされているため、命令の内容等を表示した看板を設置することとなり、設置に当たって作業に立ち会った。			
	2 現場に居た者 マスコミ : [REDACTED] 看板業者 : [REDACTED] 土木事務所 : [REDACTED]			
	3 当日の経緯等 別紙参照			
	上記のとおり復命します。			
静岡県熱海土木事務所長様				
平成15年2月26日				
職氏名 都市計画 [REDACTED]				
都市計画課 [REDACTED]				

## &lt;別紙&gt;

## 看板設置時の経緯等

13:50 事務所にて、掲出看板の表示内容の確認

14:30 事務所を出発

14:50 現地到着

許可を受けている方の箇所で工事を行っていた。[REDACTED]、[REDACTED]  
の責任者が居るかどうか確認。本日は現場に来ており、上の方に居ること。

[REDACTED] の [REDACTED]、現場で作業中。

[REDACTED]、「無許可で造成を行った箇所について、工事を停止する等の命令を出したので、都市計画法の規定に基づき、違反表示看板を設置することになり、本日看板の設置に来た。これより隣地の違反造成箇所に看板を掲出する。」旨を口頭にて通知。

[REDACTED] 了承。しかし、いくつか不平をもらす。

① 許可済みの土地について（工事内容についての報告が不十分であると判断され、工事停止等に係る弁明の機会の付与を通知済み。）

施工状況が確認できない、写真が足りない等といわれたため、今もこうして掘り返して作業をしている。今、擁壁の裏を掘り返して栗石を入れているところである。

地盤についても、ボーリング調査をしている

弁明書についても、現在作成中。道を作って熱海市に寄付し、熱海市道とした当初の経緯から、全て含んだものを作成している。国土交通省にも相談し、作成している。

② 今回、看板を掲出する土地について

・ 土曜日（H15.2.22）に命令書が届いた。早過ぎないか。どんな弁明をしても結局中止させるつもりだったのではないか。

これについては、

・ 県庁来所時に、「現在、現場は全て止まっている」と言っていた筈なのに、工事をしているのはおかしい。

・ 現在、掘り返して栗石を入れているということは、設計どおりの施工がなされていなかつたことを自ら証したと思われる。

・ 国土交通省の名前を出されても、都市計画法に係る事務は静岡県の自治事務である。

・ 県がどういう判断をするのか、早く決めて欲しいと強硬に要求したのは[REDACTED]の方である。

等の問題があると思われたが、その場では看板掲出を急ぐため、伝えず。

15:00 看板設置作業開始。設置場所を選定し、[REDACTED]が今回の看板設置の根拠条文等の読み上げを行った後、看板業者により設置工事を始める。

マスコミも、新聞社はカメラ撮影を行い、[REDACTED]は録画をしていた。これ以降、設置作業中に[REDACTED]に対し取材活動。

現地立会いに来た建築住宅課員も、作業時間を利用し、工事現場を観察。

問題の違反造成地は、前回（H15.2.10）に現地調査した際に比べ、更に造成が行われていた。登記簿を取った際（H15.2.10 及び 2.11）に登記中となっていた土地（伊豆山字水立 [REDACTED]）だと思われる箇所は、土の色が周囲と異なっており、整地された形跡があった。「マンション建設予定地」等の看板は取り外されていた。

15:35 看板設置終了。マスコミ・建築住宅課職員は撤収。

作業途中、[REDACTED]が現地を撮影したい旨の連絡が入ったため、都市計画課職員は現場にて待機

15:50 [REDACTED]が訪れ、看板撮影。撮影終了後、都市計画課職員も現地撤収。

※ 作業状況、当日の現場の様子等については、別添の写真を参照。